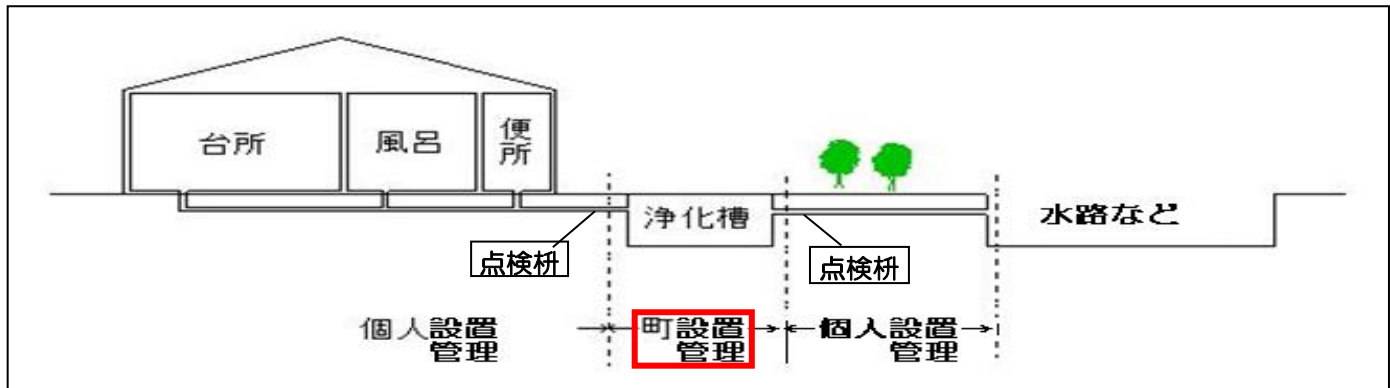


町設置型合併浄化槽を設置しませんか？

～合併浄化槽は汚染される河川水質を浄化する唯一の解決策です～

確認したら✓(チェック)↓

人槽区分により分担金を納めていただき、町が設計・設置工事を行います



★分担金を軽減します！

令和9年3月(令和8年度)まで下表のとおり軽減します

人槽区分	申請者負担の分担金	(軽減前)
5人槽	150,000円	←250,000円
7人槽	210,000円	←350,000円
10人槽 (2世帯住宅等)	300,000円	←500,000円

※工事終了時に最終的な工事額が確定した時点で、下記基準額を超過した分は別途請求させていただきます。

※町が行う浄化槽設置工事には人槽毎に工事基準額が設定されています。基準額超過の場合は個人負担となります。工事基準額は下記のとおりです。

5人槽:88万2千円・7人槽:108万円・10人槽:140万4千円

※町実施工事は、浄化槽本体の設置のみです。配管工事等は個人負担ですので、個人で業者に依頼をお願いします。役場申請前に業者に見積もりをとってください。

※駐車場仕様は個人負担となります。

※農地には設置出来ません。農地転用の手続きが必要となります。

単独浄化槽・汲取槽撤去します！

転換工事に伴う単独槽等の撤去費用を最大10万円まで補助します

・単独浄化槽、汲取槽から入替の場合、**エコ補助金**支給！

★年度内使用開始し、単独浄化槽や汲取槽の撤去が原則条件
※次年度以降の補助事業継続は未定です。

エコ補助金

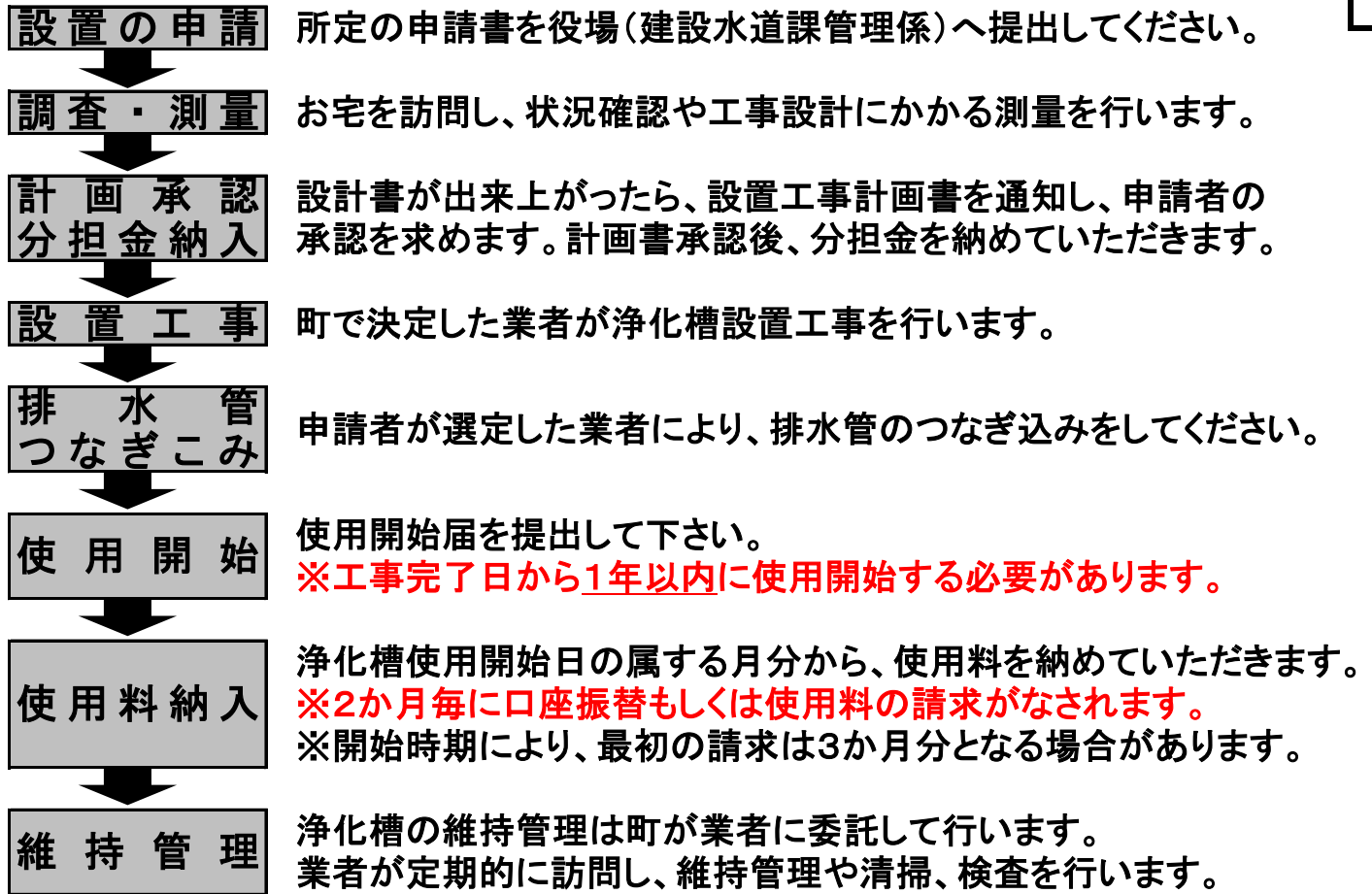
5人槽	6万円
7人槽	7万円
10人槽	8万円

今年度の申請締め切りは**令和8年11月30日(月)**です。

※受付は**2月末までに完成する工事が対象**となります。
申請から工事着工までは、書類審査や現地測量等の都合上1～2ヵ月程度要しますので早めの計画、申請をお願いします。

【事業の流れ】

確認したら✓(チェック)↓



【その他】

●申請から着工までの期間

- ・工事発注時期は、申請状況に応じて町で調整します。
- ・申請者の都合がある場合は、早めの申請と使用開始日程などを申告してください。
- ・なお、急きょ設置を希望する場合は、事前にご相談ください。都合に添えるよう努めます。

●使用料について

浄化槽は町所有のため、使用料を納めていただき、使用となります。

維持管理(保守点検、清掃、法定検査、修繕)は町で行います。維持管理業者が費用を請求することはありません。ただし、次の費用は使用者の負担となります。

- ・電気、水道代
- ・使用者の責による修繕費

例1:使用が適正でなく、必要以上に清掃が必要となった場合

例2:駐車場仕様でないにもかかわらず、浄化槽に荷重をかけ破損させた場合

人槽区分	使用料(月額)
5人槽	3,800円
7人槽	4,600円
10人槽	5,500円

← **令和9年度以降、使用料を増額する場合があります
あらかじめ、ご了解をお願いいたします**

当事業について、説明を受けました。
(代理で説明を受けた場合は、申請者に説明します)

令和 年 月 日

署名

★ご相談、お問い合わせは

下仁田町役場 建設水道課 管理係

電話 82-2111(内線427)

直通 64-8807